

10月支給分から

児童手当・特例給付制度 2点変更 対象者には別途書類を送付

閩子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

変更1 特例給付の受給条件に所得額上限が設定されます

表の(1)に該当する人…児童手当全額支給

表の(2)に該当する人…特例給付対象

表の(3)に該当する人…支給がなくなります

※児童手当、特例給付が支給されなくなった後に、所得が(3)を下回った時は、改めて認定請求書提出等の手続きをしてください。

扶養親族等の人数	児童養育者の所得額		
	(1)	(2)	(3)
0人	622万円未満	622万円以上858万円未満	858万円以上
1人	660万円未満	660万円以上896万円未満	896万円以上
2人	698万円未満	698万円以上934万円未満	934万円以上
3人	736万円未満	736万円以上972万円未満	972万円以上
4人	774万円未満	774万円以上1010万円未満	1010万円以上
5人	812万円未満	812万円以上1048万円未満	1048万円以上

変更2 令和4年度から現況届の提出が不要になります

令和4年度から、現況届の提出は原則不要になります。

ただし、以下の①～⑤に該当する人は引き続き提出が必要です。

5月末に案内を発送しますので、必要書類を揃え6月30日(木)までに同封の返信用封筒で郵送してください。

- ①配偶者からの暴力等により住民票の住所地が草加市以外の人
- ②支給対象となる児童の戸籍や住民票がない人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④法人の未成年後見人、施設、里親等で受給している人
- ⑤草加市から提出の案内があった人

※令和3年度分以前の現況届が未提出の人は提出が必要です。未提出の年度の現況届が手元にない人は連絡してください。

届
け
出
が
必
要
で
す

- ・支給対象となる児童の養育をしなくなった時
 - ・受給者や配偶者、児童の住所が変わった時（市外・海外への転出を含む）
 - ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わった時
 - ・受給者の加入年金が変わった時（3歳未満の児童を養育している場合のみ）
 - ・離婚協議中の受給者が離婚をした時
 - ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受ける時
 - ・公務員になった時
- ※必要な届け出が遅れ過払いが発生した場合は返還が必要です

みんなのまちを、 みんなできれいにしよう

5月29日(日)は春の美化運動

閩草加市クリーンふるさと推進協議会(廃棄物資源課内)
☎931-3972 ☎931-9993



市内全域で実施します。時間は町会・自治会ごとに異なりますので、確認の上、清掃活動に協力をお願いします。

集めたごみは、可燃、不燃、資源物に分別し、町会・自治会などが配布する「美化運動専用ごみ袋」に入れ、「美化運動専用の集積所」に出してください。

U字溝等の清掃を行う町会・自治会は、事前に草加市クリーンふるさと推進協議会にヘドロ収集を依頼してください。

① ごみの収集の注意点

- 危険ですのでごみ収集車には近づかないでください。
- 家庭ごみや事業系ごみ、テレビ、自転車、石、コンクリートなどは収集しません。

草加市立小中学校通学区域 審議会委員

閩学務課 ☎922-2674 ☎928-1178

委員
募集

小中学校の通学区域の在り方に関する事項を審議する審議会委員を募集します。

■対象 市内在住の20歳以上で、他の審議会の委員になっていない人

■募集人数 2人

■任期 7月1日～令和6年6月30日（会議は8回を予定）

■報酬 会議1回につき7000円

■公開抽選 6月13日(月)午前10時からぶぎん草加ビル4階教育委員会会議室

■応募用紙 学務課に連絡

■申込 6月10日(金)までに所定の応募用紙に審議会の名称・氏名（ふりがな）・住所・性別・生年月日・年齢・電話番号・公開抽選会の出欠・現在の職業・主な経歴・地域活動等の経歴・小論文「草加市の通学区域について」（600～800字）を記入し〒340-8550学務課へ郵送。

交際費の執行状況を公開

閩庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

1～3月分の市長交際費、議長交際費などすべての交際費9種類。公開内容は、支出年月日、支出目的、相手方（病気見舞いは除く）、金額。

公開は3か月ごとに行い、市のホームページと市役所情報コーナーで閲覧できます。概要は、次のとおりです。

■交際費支出件数・金額 市長…1件・1万円、議長…3件・3万1000円、教育委員会…1件・5000円、農業委員会…2件・8000円。

なお、選挙管理委員会、監査委員、市立病院事業管理者、上下水道部、公平委員会の支出はありませんでした。

マイナポイントが7500円相当分もらえる！ 公金受取口座の登録ができます

閩IT・市民サービス推進室 ☎922-1974 ☎922-1294

STEP1 公金受取口座の登録(今すぐ登録できます)

■口座登録に必要なものは？

マイナンバーカード、4桁の暗証番号（カード取得時に設定）、口座情報がわかるもの（通帳など）

■どこで口座登録できるの？

- ①「マイナポータル」（ウェブサイト・アプリ）から
 - ・マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン（家族等本人以外の端末でも可）があればOK
 - ②市役所に設置のマイナポイント申込用端末から
 - ・平日の午前8時45分～午後5時（草加市文化会館は午前9時～午後5時15分）
 - ・6月6日(月)までは市役所西棟1階に設置
 - ・6月7日(火)からは市役所西棟4階、勤労福祉会館、草加市文化会館、谷塚文化センターに設置
- ※施設の休館日は端末が利用できません。

公金受取
口座登録
制度は
デジタル庁
HPへ



STEP2 マイナポイントの申し込み(6月頃から開始予定)

公金受取口座の登録を行った人は、マイナポイントが7500円相当分もらえます。ポイントをもらうためには申し込みが必要です。

■どこで申し込みできるの？

- ①「マイナポイント申込サイト」から申し込み！
- ②市役所設置端末、マイナポイント手続きスポット（郵便局、コンビニ、携帯ショップ等）

※申込開始直後は、混み合う可能性があります。

マイナポイント
については
総務省HPへ



詳細はマイナンバー
総合フリーダイヤルへ → 0120-95-0178

※ダイヤル後、公金口座登録制度は6番(平日9時30分～20時、土日祝は17時30分まで)、マイナポイントは5番(全日9時30分～20時)